

第 19 回 奈良県税制調査会 議事要旨

- 1 開催日時 令和 2 年 7 月 20 日（月） 午後 3 時 3 0 分～午後 5 時
- 2 開催場所 奈良県庁 5 階 第一応接室
- 3 出席者 委 員：林座長、上村委員、竹本委員、
(Web 出席)佐藤委員、下山委員、横山委員
県 長：荒井知事、村井副知事、末光副知事、山下総務部長、
 柘井公室長、柘田水循環・森林・景観環境部長
事務局：舟木総務部次長、箕輪税務課長
- 4 議 題 ■「奈良県森林環境税」について
 ■「法人県民税特例制度」について
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 議事概要

■「奈良県森林環境税」について

<上村委員>

目的税ということなので、この税収をどうやって事業に使うか、事業が非常に重要だと思っている。3 ページ、施業放置林をどうやって減らしていくのかというところが、事業の重要なところだと思う。現状 8 万 8000 ヘクタールの施業放置林が、この事業によって今までどのように推移してきたのか、どういうように推移していくのかが重要。そのあたり説明していただきたい。

<柘田部長>

施業放置林は膨大、広範囲になっており、これまで県の森林環境税で、年平均 800 ヘクタール実施してきた。この部分については、来年度からは、森林環境譲与税を使って市町村で頑張っていただきたい。これが 1 点。県は、この譲与税による市町村の強度間伐とは別に、枠組みを作る必要がある。具体的には人家・道路等の公共施設の近くにある施業放置林を選んで、（仮称）森林防災力強化区域を選定して、資料にもあるとおり恒続林、いわゆる混交林整備を進めていきたい。この財源に、県森林環境税を使っていきたい。

事業の規模は、資料 12 ページに試算の説明があるが、全体の半分ほどをこの混交林整備に充てたい。そこから面積を試算して年間約 200 ha ほどやりたいと思っている。

いつまでに確実に完了できるという、予算対比ではないと思っているが、しっかりと市町村と連携をとって、優先度、緊急度を勘案して、5 年ターム、10 年タームと見える形で実施していきたい。

<上村委員>

いま施業放置林が 8 万 8000ha と相当大きな量になっているということ、県森林環境税で毎年 200ha ずつぐらい減っていくということがわかった。

<荒井知事>

実は、森林環境管理において、日本の山で決定的に欠けているのが、森林の伐採届の内容がそのまま実行されているかなどの、管理、監視が出来ていないこと。伐採届がそのとおり実行されているかどうかを見に行く人はいない。それを奈良県フォレスターが代行しよう。山に入る人を作ろう、というのが、奈良県のや

ろうとしている一番大きなこと。

事業主が山を伐り出す時に、間伐材がちゃんと整理されているかどうかというようなことを監視する人がいないので、届け出を現場見に行かないで、そのまま紙をもらってるというのが、日本のほとんどすべての市町村の実態。

これでは山が悪くなり、山が崩れてしまうということにすごい危機感を持っている。その山に入る人を県のフォレスターでやろう。それは伐採届の受理という権限を県に移譲してもらって、それを県が森林環境税だけでなく、県がその市町村の森林環境譲与税も吸い上げて、県のお金もつぎ込んで、奈良県フォレスターが監視に入ろうというのが、とても大きなこと。山がどうなっているかということすら、わかってないというのが実態。

もう一つは、県が出所者を雇う財団を今年の7月に作るが、その出所者の財団と森林組合と合同で、山で木を伐り出す。そうすると出所者を雇ってもらうということで、山からの伐り出しの公共事業を県ができる。お金は県森林環境税だけではとても足りないが、山の健康管理っていうのは、とても大きな公共事業だということで、この2つ、フォレスター制度と、出所者財団の直轄事業というのは、これから山の健康を取り戻すのに大きな事業だと考えている。

この県森林環境税だけではとても間に合わないが、その趣旨にはかなうので、間に合わないからといって、やめるというのではなく、これはこれで、シンボリックに使わせていただいて、その他の公共事業の山作業として、出所者を更正する大義名分のもとに、県の財団が入っていきこうということ。それも新たに制定した別の条例の中でのフレームでしている。それが今回の大きな変化というふうに、申し上げられます。

<梶田部長>

補足しますが、これまで人工林の強度間伐を県森林環境税でやってきたものを、今後は譲与税で、市町村にやっていただく。これは大体年間800haほど計算を立てておりますので、800+200で年間目標1,000haということで、これからやっていきたいと思っている。

<佐藤委員>

資料の9ページの、里山づくりの推進と環境教育の、広域実施と市町村実施はどういう区分けになるのか。テキストを作るのは県の仕事で、それを使った教育プログラムが市町村の仕事ということか。どういう区分で広域と市町村実施を区分けるのか。木材利用についても同じ。どのような役割分担になるのか。

<梶田部長>

個々の事業のメニューによって変わってくると思いますけども、広く使えるような、例えば広報リーフレットについては、やはり県の役割としてある。里山づくりはイベント型が多くなるかと思っていますので、流域単位等広いエリアで呼びかける時は、県の主体になることになると思います。

ただ、各市町村でも、個々地域の自治会、あるいは団体と連携して、展開していただいておりますので、それは税の目的に従って、お互いが役割分担をしてやっていきたい。

<佐藤委員>

市町村によってはやる事業の量で違うので、その穴埋めを県がやるのか。それとも、すべての市町村について、県の役割と市町村の役割は、ある程度同じような形で仕分けるのか。

<梶田部長>

同じような役割でエリアと対象を分けて取り組んでいきたい。

<佐藤委員>

これは今回の資料9ページの用途としては記載されていないが、放置林が増えているという話が出ていたが、最終的に県としては公有化、買っていくという可能性もあるのか、やっぱり民有林として残していくのか。

<荒井知事>

佐藤先生の仰った、里山づくりや森林環境教育の市町村実施と広域実施だが、両方とも、市町村がまずやってもらうのが第一。やってないところもあるから広域と称して、県がやろうかというような、二次的な意味だというふうに思っている。

もうひとつは、県は積極的に公有林化してもいいなというふうに思っている。ほったらかすのは大きな罪だから、捨てるから捨てると言ってくれたら山を拾うからと、こう言っている。

山に入るその道具立てが県になかったが、出所者の財団を作って、そこで出所者を雇って、森林組合と一緒にあって、人もそこで雇うということにしているの、県が公共事業の主体になる。山を公共事業で整備するっていうのが、大きな地方の大きな事業目標になってきているという認識で、公有林にしてもらうのが一番手っ取り早い。

民有林を手放さないという人がいるので、そういう人には、とにかく管理権はください、山の間伐をする権利は、くださいよということを言っていこうかと思っている。

<林座長>

市町村もいろんなところがあり、間伐するところがあまりない市もある。

<梶田部長>

利用促進の側で、都市部で頑張ってもらうこともあるし、山の方で環境を管理するという観点のイベント、そういったところもある。

<下山委員>

フォレスターアカデミーは、今後の奈良県の森林と共生していくためには、それを管理する人材というのが圧倒的に不足しているの、その部分を今のうちから作っていかないといけないので、こういったものと組んでいこうというような認識でよいか。要するに中長期的には、人も仕事も必要だし、人の部分をここで作ろうということか。

<荒井知事>

フォレスターアカデミーは来年度から開校し20名が入学。うち10名は1年コースの作業員で、卒業後、事業主体等に職員として、森林組合とか事業体で作業員として担い手になる。残りの10名はフォレスターコースで、そのうち5名は、まず県の職員として雇ってからフォレスターアカデミーに派遣する。最初から給料もらって、フォレスターアカデミーで学ぶといった海上保安庁方式。そこまで県は山に入り込もうとしている。参考資料の11ページ目で、いま申し上げたようなことが書いている。フォレスター学科と森林作業員学科、各10名が入学予定で、来年度開校。

<下山委員>

もう1点、森林環境譲与税になると、今までのように必要性があるから配るのではなく、市町村に分け隔てなく配ってしまうので、計算上年間800haあるものが減ってしまわないかなという懸念が若干ある。その辺の見込みがわかれば教えてほしい。

<梶田部長>

推計試算で積み上げた。

<林座長>

市町村の事業規模として、それくらい維持される見通しがあるのか。

<内田森林整備課長>

過去の実績から800haというのを出しているの、能力としては年間800haはできる。市町村に確実に実施していただくよう、県としては指導・支援して参りたい。

<林座長>

今までの県森林環境税でやっていた部分を譲与税でやってくださいねということか。

<梶田部長>

財源を変えるだけ。

<下山委員>

きちんと担保されているか、これは県のではないから自由に使っていないみたいなことになってしまわないかという、懸念がある。

<梶田部長>

少し補足すると、従来の強度間伐というのは、今まで県から市町村への委託という形でやっていた。現場は、市町村が事業体に発注する形で山が伐り出されていた。今後は財源が変わるが、市町村が自らするという形で、業務的には同じものをやっていただくというふうに組み立てている。

<下山委員>

森林がないところにも財源が行くので、その辺大丈夫かなという懸念はあるので、来年度以降の実績のこ

ともまた考えながら、検討いただけたらと思う。

<林座長>

資料12ページのフォレスターアカデミーの運営費は、県森林環境税から1億2000万とあるが、事業の予算組みはこれで全部なのか、これで全部事業ができるのか。

<荒井知事>

フォレスターアカデミー運営の事業予算はもっと大きい。他に地方創生交付金、国庫補助も充てるように、お願いしていこうかと思う。県は、この事業、先ほどの伐採事業にしろ財団を通じた事業にも事業予算を入れ込んでいこうと思っている。

フォレスター事業は、行政の監視という役目を持った公務員としての事業だが、財団の事業は、事業主体として、山に入り込んで木を伐り出す事業なので、その両方にお金をつぎ込んでいこうかというふうに思っている。

両方とも来年度からの予算措置で、4、5億規模の事業になってくる。森林環境譲与税で賄うというレベルではない。

<林座長>

本来、森林なので、奈良県だけが全部責任を負うのではなく、もっと広く、国、関西全体でも出すべき。

<荒井知事>

とにかくスタッフを入れる。

奈良県には山がたくさんあるので、県がそのようにする条例、制度、学校を作り、山に手を入れるのは、必要なことという判断。

<梶田部長>

フォレスターアカデミーの開講は来年4月で、今ある高校の形を変える形で開校したい。例えば教室の改修、林業機械の購入は、当面は別の国庫も使いながらやっていく。

令和7年度に向かって、その場所を拠点化していきたいと思っているので、最終的には、県森林技術センター、あるいはフォレスターが活動する拠点、情報交換するとか、そういった拠点も作っていきたい。アカデミーも機構のひとつとして。そのためには、別途数十億の予算がかかってくる。税源の枠とは別に用意しないとイケない。

<林座長>

全国の人を育ててあげられたらいいですね。

<梶田部長>

まずは、奈良県で。

<横山委員>

森林環境税のアンケートについて、森林環境税の認知度が個人で17%、企業で32%とあまりにも低いかなという気がしていて、あまり知らないまま税金を取られている。取り組みには賛成が8割以上あるということで、非常に高いと思うが、どういうふうに、認知度を上げる取り組みをする予定か。

<林座長>

納得する人が8割ではあるが、そもそも知っている人が少ない。

<梶田部長>

ひとつは、今年4月から奈良県独自の条例が3本できている。森林と人が共生するという条例、アカデミーの条例、林業振興の条例の3つ。森林経営管理法という、流れが大きく変わっていく法律があり、アカデミーの開校という要素をしっかりと入れて、全部ではないが、この中のこういったところに皆さんの税金が使われるんですよということは、しっかりと発信していく必要がある。税の趣旨だけでなく、何をするのかというプランもしっかり見える化して、それを広報として出していきたい。

<林座長>

今後も含めということか。

<荒井知事>

みんな国民全体が森林は大事、環境管理も大事だという意識はとても強いが、どのように管理されているか、誰に責任があるのか、これはほとんど知られてない。

森林・林業基本法に、自然環境保全法とか5つほど法律がぶら下がっているが、森林法だけが、基本法にぶら下がって、他は宙ぶらりんで、基本法が内在化されていない。ということは、林野行政と環境省行政がバラバラで、これはすごく大きなこと。

林野行政・生産行政と環境行政がバラバラなので、林野行政に環境行政が入ってないということがわかったので、地方公共団体が、環境行政の実作業をしようというように思った。その内在化されてない森林・林業基本法の精神を地方でつなぐということも地方の役目と思う。

<林座長>

印象的にはあんまり基本法って機能しないと個人的には感想を持っている。

<林座長>

これを踏まえて、森林環境税が今年度で終了して、来年度以降どうするかという諮問をいただき、議論を踏まえて何らかの答えをするということではないか。

<箕輪課長>

はい。

■「法人県民税特例制度」について

<林座長>

法人税の超過課税についても先生方、それから知事含めて、前回もかなり話が出た。

感想でちょっとお話したことだが、企業版ふるさと納税は地域貢献みたいな感じだが、この税のかけ方も、CSRみたいな発想で受け止めてもらえないか。行政の側が、あんたはCSRだからこれだけ払いなさいというのはおかしいが、そういう位置付けがもしできれば、社会福祉関係に使っていることともリンクがかなりはっきりすると思う。CSRのために税金作りますというのもおかしいので。

事業税なら法人税で費用計上されると思うが、税金の上乗せというふうにしかなら受けとめられない。

県外法人であっても、その地域で、奈良で取引活動をしているわけだから、企業にも地域貢献という意識もあるのではないか。

<上村委員>

先ほどの目的税とは違って基本的に普通税、とはいえ超過課税だから、やっぱり用途のあり方はちゃんと見ておかないといけない。

それで前回からもずっとこういう議論をしてきた。要は、社会福祉医療に使うのは、ある程度納得感が得られるだろうというところで、落ち着いてきたのかなということ。私自身も、これだったら、ある程度納得感が得られるような立て付けになっているのではないかなという気がしている。

資料8ページ、下の方に用途事業は県内本店だけでなく、県外本店法人にも受益が及ぶことが望ましいということだが、県外本店の県内活動、県外本店の県外活動でなくて県内活動に、なのでちょっとそこは誤解のないようにしないとイケない。

<佐藤委員>

8ページでわかるのは、基本的にこの超過課税のターゲットになっている県外本店の1億円超の大企業、ちょっとバランスが悪いかなと思った。

一つは県内本店と県外本店とで、負担構造がさらに違うということ。

もう一つは中小か大企業か、資本金が1億円以下か1億円以上かでも負担のバランスが違うかなという気はしている。

用途事業だが、昔は社員は家族だったので、社会福祉に充てるということにある程度納得感があつたと思うが、現在は違う。社会福祉は高齢者の方々が受益するが、働いているのは若い人だから、従業員のためという理由にはなかなかかなりにくいと思う。

しかも、お金に色はないので、実際問題として事業すべてを超過課税で賄っているわけではないので、用途事業について、現代的な課題にあつてのかなという点、私はやや疑問です。

一つには、滋賀県みたいに正直ベースでお金がありませんという言い方もできるかもしれない。

もう一つは、今のコロナも、森林環境税も関わる話だと思うが、災害も企業立地に関わるし、企業に

とつても災害が大きくなれば経済活動も損なわれるので、現代的な課題があると思う。企業と問題意識を共有できる、そういった点で考えた方がいいのかなという気はする。

使途事業のやり方は、慣れてるからこっちの方がいいっていうのはあるかもしれないが、見直した方が個人的にはいいのかなと思った。

ふるさと納税的な思考はあっていいと思う。ふるさと納税と抱き合わせして、ふるさと納税をしたらこの超過課税部分は税額控除してあげるとかいう組み合わせはありかと。

ふるさと納税だから、企業としてもある程度使途事業については、県に対して物申す的な環境を作るのもありかなと思う。もちろん返礼品はなしで。

<荒井知事>

使途事業、私もそんな感じはする。

企業の誘致するとき奈良県にどうしてくれるのかっていうと、安全だからっていうのと、子育て環境、教育環境がいいという評判。

企業が工場を移そうかかっていうと従業員は住みなれたってということもあるが、子育て、教育環境、空気もいいから、ここの方がいいよという評判。

今の佐藤先生おっしゃった、現代ふうの課題がある。

企業の人にとって、子育てのために、実はまだまだやることある。

県の子育ても、保育の待機児童だけで言われるが、本当は違う。教育を、就学前からした方がいいということはわかってきて、教育前から、県は力を入れようと。就学前の教育っていうのはほったらかしだってことがわかってきたので、それに力を入れようというふうに、考えていろいろやり出してる。修学前の、子供が生まれたときから、赤ちゃんから立派に育て上げる、とりわけ、生まれた時から7歳ぐらいの就学前後が、とても大事なので、やってないことをたくさんしようということ。もちろんこの法人の超過課税だけでできるわけではないが、環境の変化の中で子育てのためというのも、納得感という点ではいいのかな。

この使途は多分、超過課税を開始した当時の財政需要の大きなところ、国の事業の足らずまいを超過課税でやろうということになったのかなというのが想像だが。足らずまいが必要かどうか別にして、やらないかんことはせないかんのだから、今の使途で納得感のあるようにする上で、もし可能であれば、そのような方向でするのは、私は賛成。

<林座長>

住環境、教育環境というのは、確かに企業立地のために重要。

<竹本委員>

同じ意見。使途をどんどん膨らませてきて、その時代時代に必要な社会福祉が載ってきていると思うが、税収はそれほど増えてきているわけでない。どんどん薄くなって、パンチがきかなくなっている。全部を使途として使っているわけでもないから、整理するのも一つと思う。そういった場合、私もやはり、子育て支援が、今すごく注目されているのもあるけれども企業に対して、老人福祉等よりアピールできると思う。

<林座長>

さっきの森林フォレスタは、企業にとって、環境とか災害とか、使途を広げるという話なので、逆行する。

<林座長>

コロナの関係で、来年度への影響はまだ全然言えないだろうけど、税収が落ちる可能性はあるか。

<箕輪課長>

税収は、今年度3ヶ月あまりしかたっていないので、申告額はまだまだわからないところだが、延長、徴収猶予の適用を考えたときに、厳しいのは避けられないのかなと考えている。

<林座長>

赤字であれば、ベースの部分は出てこない。儲かっているところは、超過課税していいでしょうということの良いと思うが。

<林座長>

佐藤先生の言われた正直ベース、去年までは一生懸命説明して、来年から、お金足りないから、というのは議会で耐えられない。初めて検討するときはいいが、変える説明は難しい。

この何年間で、企業の従業者・家族にとって、これだけよくなったということを入れるかどうかと思う。説明があつて流れが見えてくるのかな。

<上村委員>

資料4ページ、知事から教育環境の話が出たが、他府県のを拾ってくと、教育・子育て関連も存在するのでちょっと検討してもいいかもしれない。

高知県、山形県、福島県、茨城県、埼玉県、福井県、山梨県、兵庫県、岡山県、高知県が大体該当するような感じなので、社会福祉が多分1番多い気がするが、教育も少ないわけでもない。

確かに、教育環境は、従業員の家族にとってとても大事なファクターだと思う。

<林座長>

県立医科大学は今回、コロナですごいしんどくなっているのか。いろんなところですごくお金がかかって赤字になっている。

<荒井知事>

医療の向上については、10年前に周産期の医療事故があつて、そこから、大きな病院を整備したので、整備については完了して今度のコロナでは、それが役に立った。

医療機関全体が、受診自粛で経営が悪化している状況にある。昨日、知事会でも発言したが、費用が大変な時は交付税でつぎ込むということはできるが、ダメージがある医療機関の収入増を図るのは、交付金でできない。

実は高齢者の医療の確保に関する法律の13条で、地域別の診療報酬、単価の意見を述べるができる。その13条によってその1点10円の診療報酬を上げる意見を、奈良県は言おうと思っている。

コロナ環境下の医療機関に対しては、税制でも、補助金でもなく、保険の診療単価を上げるということで対応、意見を言おうと思っている。

コロナについての医療の崩壊は、奈良県は医療整備してきたことが影響して、公立病院に医療崩壊はなかった。

だから、ここに書いてある使途は、ちょっと古くなってきたのかなという感じはする。

<林座長>

ここで若干入れ替えてもいいかもしれない。

<竹本委員>

7ページに、実績が出ていてこういうのは非常にいい。ただ、経済学者にはこれで十分だが、一般の納税者・企業の方には、最近の行動経済学で言われているが、人間は事例の方が印象に残って、「30%アップ」とか言われるよりも、例えば、「この設備ができたことによって命が助かりました」みたいなストーリーのある方が、アピーリングだと言われているので、実績を掘り起こす中で何かちょっとストーリー的なものを入れてくれた方が、おそらく一般の納税者にはアピールできるのではないかと思うので、またご検討いただけたらと思う。

<林座長>

成果の部分か。

<竹本委員>

はい。

<荒井知事>

超過課税の使途は、他の一般財源とまぜこぜにしちゃうと、たくさん使っているけどその一部しか出てない。むしろ、超過課税を集中的に、これにばっかりあててこれができるというような方がわかりやすい。

それしか使ったらいけないということはないが、あれもこれも薄くして、大きなジュースの中にミントを一つ入れました、だけではちょっと、味が入れたかどうかわかんないってことになる。超過課税分でこのジュースを作りましたっていうこともできると思う。

<下山委員>

7 ページ、事業効果の上の黄色いところ、「県内の高度医療機関の受入体制充実による通院時間の削減により企業での労働時間を確保」という表記になっているが、下には、通院時間削減というような項目がなく、もしあるなら通院時間も書いたらいいと思う。救命救急の時間が短くなったとかを含めて、ドクターヘリも作っているので、先ほど竹本先生のストーリーとも関わってくるかもしれないが、その辺が良くなったっていうのを書いた方が上の文章には合うと思う。

それ以外の、子育て支援等は賛成。特にそれ以外の意見はない。

<林座長>

これもさっきと同じように諮問、答申という形になるので、答申にあたっての説明がこの部分なので、検討いただいたと思う。

<横山委員>

当初は受益と負担のところ、個人の負担を求める方がいいかという話があったと思うが、この資料を見て納得した。個人にこれ以上追加の負担を課して、受益と負担を明確にするっていうのは、少し難しい気がする。どのみち受益と負担っていうのは、今のままでやって法人だけでも個人に負担を求めても、一致するという事ではないと思う。特に質問はなく、資料については納得している。

<林座長>

前回にやっているの、意見としては大体そんなものか。

森林環境税も含めなにか意見は。

<佐藤委員>

2点。

1つは、7 ページ、細かいことを言うと、入院患者数とか、まして老人ホーム待機者数は、企業の受益にはならない。やっぱり、ピックアップすべきは勤労者。例えば早く入院して早く職場復帰できましたかとか、対象者をやっぱり勤労者に絞らないと法人の受益というのは言えないかなというのが感想。

今回で諮問の対象にならなかったが、例えば県内企業に関して言うと、法人事業税や法人税割の案分基準は今は事業者数と従業員数だが、奈良県にとって妥当な案分基準になってるのかなというのが前から疑問。大きな工場誘致した時、大きくても工場1個、しかも従業員の数も機械化してれば多くない、せっかくだくさん付加価値を生んでいるのに、実はあんまり、税収が落ちていないかもしれない。逆かもしれないし、計算してみないと損得はわからないが。

<荒井知事>

横山先生がおっしゃった個人課税か、法人課税か。

フィンランドは教育に力を入れているが、やっぱり付加価値税も高い。日本も、生活に関わる教育とか、先走ってということないが、消費税はもっと上がった方が、いろんな教育投資とかするのにいいかなと私は個人的に思う。EUの加盟条件は15%税率がないと入れないというようなことをちょっと間接的に冷やかしてるが。

法人税は安いので、消費税はまだ勝負があると思う。

佐藤先生おっしゃった中で12 ページ目、東京都、奈良県が相変わらず1人当たり、地方法人2税最下位。この倍率が6倍だったのが、3倍になったというだけ。

この原因は、経済が弱いということにもなるが、事業所の数が少ないのと、最近工場は増えているが、佐藤先生おっしゃるような、従業員は大規模じゃなくて、100億円の工場でも20人か30人ぐらいしか働かないというような状況。すると密集して働いてる東京とか大都市の事業所の方が配分が多くなる。法人税はそういうものかもしれないが、それでも地方消費税について、是正はしてくれたというふうにする。そもそも法人事業税、もとから少ないので、もう少し経済活性化をしていかないと、法人事業税自身もなかなか使い目がないというような状況。

努力目標になると思うが、奈良県の譲与税のあり方を、改善していただいたことに感謝している。

<林座長>

議論としては今日二つの大きなテーマ。今日言ったことを踏まえて、諮問の時には資料ができていくのか。

<箕輪課長>

これまで議論を踏まえて、諮問については今後の内容、如何というふうにあげさせていただけると
思うので、これまでの資料も当然整えながら、今日出た課題で、必要なことについては、追加もあるの
で、それまでにお話していただきたいと思う。

<林座長>

最終的な資料は諮問・答申の時にそろっていればいいので、それまでを話をしながらと思う。

<箕輪課長>

今日いただいた、具体的な議論については、林先生中心にお話させていただきながら、再来月を目途
に予定している次の諮問までにしていけたらと思う。

ではこれをもちまして、第 19 回、奈良県調査会を終了させていただきます。皆様お疲れ様でござい
ました。